

**社会福祉法人 名張市社会福祉協議会  
指定居宅介護支援事業所「ふれあい」運営規程**

**(事業の目的)**

第1条 社会福祉法人名張市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所「ふれあい」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態と認定される利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

**(運営の方針)**

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。

**(事業所の名称等)**

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 名張市社会福祉協議会「ふれあい」
- (2) 所在地 名張市丸之内 79番地  
名張市総合福祉センターふれあい内

**(職員の職種、員数及び職務内容)**

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （介護支援専門員兼務）  
管理者は、本会会長（以下「会長」という。）の命を受けて事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 介護支援専門員 5名以上 （管理者を含む）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

**(営業日及び営業時間)**

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 国民の祝日に関する法律に規定する日、12月29日から12月31日までの日、並びに1月2日及び同月3日を除き、月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

**(内容、手続の説明及び同意)**

第6条 本会は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

2 本会は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画書が利用者の意向を基本として作成されること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

(指定居宅介護支援の利用申込み及び支援の決定)

第7条 指定居宅介護支援の利用申込み及び支援の決定は、別途、利用者と本会とが締結する「居宅介護支援契約書」により、指定居宅介護支援の利用の申込み及び支援の要否の決定をしたものとする。ただし、緊急を要すると本会が認める場合にあっては、事後でも差し支えないものとする。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第8条 介護支援専門員は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力をを行うものとする。

- 2 介護支援専門員は、要介護認定等を受けていない利用者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう利用申込者を援助するものとする。
- 3 介護支援専門員は、要介護認定の更新の申請が遅くとも現在の要介護認定の有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助に努める。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第9条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に対して公平に提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

- 2 介護支援専門員は、通常本会の相談室又は利用者の居宅において相談を受けるものとする。
- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、居宅サービス計画ガイドライン、MDS-HC方式に基づく課題分析票を用いて、利用者についてその有する能力、既に提供を受けているサービス、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握については、利用者の居宅を一度以上訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この際、面接の趣旨を充分に利用者及びその家族に説明し、理解を得るものとする。
- 5 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付対象サービスが提供される体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけたサービスの担当者から、会議の召集、照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 サービス担当者会議は、通常、本会会議室で開催するものとする。
- 8 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、位置づけられたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 9 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応

じて居宅介護サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

- 10 介護支援専門員は、前項の把握を行うため居宅サービスの実施後、月に一度以上訪問する等、利用者に連絡を取るものとする。
- 11 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合及び利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 12 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- 13 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めるものとする。
- 14 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション、その他の医療サービスを位置づける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行うものとする。医療サービス以外の介護サービスについて、主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重して行うものとする。
- 15 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第27条第8項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見又は法第37条第1項に基づき指定されたサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（サービスの指定については変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成するものとする。
- 16 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるよう努めるものとする。
- 17 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めるものとする。

#### （利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第10条 本会は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類の写しを交付するものとする。

#### （指定居宅介護支援の利用料及び支払の方法）

- 11 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とする。
- 12 第12条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所からの往復距離に対し1キロメートル当たり20円を乗算した額とする。
- 13 第1項及び第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け

るものとする。

4 指定居宅介護支援の利用者は、本会の定める期日までに、利用料等を現金又は銀行口座振込等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、名張市の区域とする。

(秘密保持等)

第13条 介護支援専門員及び本会の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 2 事業所は、従業者であった者にも、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため相談窓口の設置のほか、必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第16条 本会は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(その他)

第17条 介護支援専門員は、その勤務中、常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時又は利用者又はその家族から求められた時は、これを提示するものとする。

- 2 事業所は、この事業を行うために必要なケース記録、支援決定調書等を整備する

ものとする。

- 3 事業所は、介護支援専門員の質的向上のため、その研修の機会を確保するものとする。
- 4 事業を行うために必要な広さの区画を有すると共に、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品を備えるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

この規程は、平成20年10月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成21年11月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 10月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。